

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 10 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(人事委員会規則で定める職員) 第 2 条 給与条例第 34 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員は、次に定める職員とする。 (1)～(6) [略] (7) 農業に関する学科を置く県立の高等学校又は特別支援学校（ <u>盲学校、盛岡聾学校及び一関聾学校を除く。</u> ）の高等部の実習施設における動物又は植物の管理等のために当直勤務を行う職員 (8)・(9) [略] 2 [略]	(人事委員会規則で定める職員) 第 2 条 給与条例第 34 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員は、次に定める職員とする。 (1)～(6) [略] (7) 農業に関する学科を置く県立の高等学校又は特別支援学校の高部の実習施設における動物又は植物の管理等のために当直勤務を行う職員 (8)・(9) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。